

国際経済法の課題と展望－「貿易自由化」・「投資保護」の意義
(平成 31 年 1 月 17 日@国際経済法研究会)

経済産業省通商政策局通商法務官
米谷 三以

(意見に亘る部分はすべて個人の意見であり、所属する組織の意見ではない)

- はじめに
- 国際経済法の危機？
- 1 今日の課題
- 貿易「自由化」の意義の再考～拘束がないことか、あるべき状態の実現か。
 - 安全保障－「市場アクセス」概念の限界
 - ◇ **通商拡大法 232 条**と GATT21 条の解釈
 - ◇ 技術輸出の規制と GATT11 条 1 項との対比

○GATT21 条

「この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

．．．

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置

．．．」

➢ **国有企業問題**－市場メカニズムの要件

◇ 「政府権限」の授権はいかに認定するか？

◇ 政府支配か資金調達能力か。⇒補助金規律の問題

○GATT17 条 1 項

「(a) 各締約国は、所在地のいかんを問わず国家企業を設立し、若しく

は維持し、又はいずれかの企業に対して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上許与するときは、その企業を、輸入又は輸出のいずれかを伴う購入又は販売に際し、民間貿易業者が行う輸入又は輸出についての政府の措置に関してこの協定に定める無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

(b) (a)の規定は、前記の企業が、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、商業的考慮（価格、品質、入手の可能性、市場性、輸送等の購入又は販売の条件に対する考慮をいう。）のみに従って前記の購入又は販売を行い、かつ、他の締約国の企業に対し、通常の商慣習に従って前記の購入又は販売に参加するために競争する適当な機会を与えることを要求するものと了解される。

(c) 締約国は、自国の管轄権の下にある企業（(a)に定める企業であるかどうかを問わない。）が(a)及び(b)の原則に従って行動することを妨げてはならない。」

- 自由貿易地域－特惠原産地規則
 - ◇ USMCAにおける特惠原産地規則
 - ◇ 「特惠原産地規則」概念の必要性

OGATT24条8項

「この協定の適用上、

．．．

(b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則（第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。）がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。」

- 貿易レジームと投資レジームとの関係
 - 強制技術移転問題～技術移転要求の禁止／外資制限の撤廃は問題を解決するか。国有企業を通じた技術移転？
 - ◇ 中国加盟議定書 7.3 条
 - ◇ 外資制限・既存投資優遇措置の投資協定整合性
 - 内国民待遇義務におけるプレとポストの線引き
 - ポストの内国民待遇義務とパフォーマンス要求との関係～TRIMSに対するエコノミストの評価をどう考えるか。

- ◇ 国有企業規律－透明性（GATT10条／FET）
- ◇ 救済方法－SSDS

○中国加盟議定書 7.3 条

China shall, upon accession, comply with the TRIMs Agreement, without recourse to the provisions of Article 5 of the TRIMs Agreement. China shall eliminate and cease to enforce trade and foreign exchange balancing requirements, local content and export or performance requirements made effective through laws, regulations or other measures. Moreover, China will not enforce provisions of contracts imposing such requirements. Without prejudice to the relevant provisions of this Protocol, China shall ensure that the distribution of import licences, quotas, tariff-rate quotas, or any other means of approval for importation, the right of importation or investment by national and sub-national authorities, is not conditioned on: whether competing domestic suppliers of such products exist; or performance requirements of any kind, such as local content, offsets, the transfer of technology, export performance or the conduct of research and development in China.

○日中韓投資協定 2 条 2 項

「各締約国は、関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他の締約国の投資家による投資を許可する。」

同 3 条 1 項

「各締約国は、自国の領域内において、投資活動に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。」

- 貿易レジームと投資レジームの目的は同じか否か。
 - ◇ 貿易自由化の意義－市場メカニズム整備？
 - ◇ 投資保護の意義－投資環境整備？

○WTO 設立協定前文

「貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高水準の実質所得及び有効需要並びにこれらの着実な増加を確保し並びに物品及びサービスの生産及び貿易を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、他方において、経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し、

．．．

関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、前記の目的の達成に寄与することを希望し、．．．」

○日中韓投資協定前文

「日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府は、日本国、大韓民国及び中華人民共和国（以下この協定において「全締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一の締約国の投資家による他の締約国の領域内における投資のための安定した、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

投資の相互の促進、円滑化及び保護並びに投資の漸進的な自由化が、事業に係る投資家の自発的活動を促進することに貢献し、及び全締約国間の一層の繁栄をもたらすこととなることを認識し、．．．」

● 国際経済法における司法的メカニズムの意義

➤ WTO 上級委員会改革

- ◇ 米国の不満（合意された権限の踰越）と EU の対案（裁判所化）の方向性
- ◇ AD 協定 17.6 条(ii)の意義

➤ ISDS への反発と ICS/MIC 提案の意義⇒SSDS の意義

- ◇ USMCA における ISDS の取扱い
- ◇ EU の ICS 提案

- 環境・資源保護政策のグローバル化—人類の「持続可能性」
- 人の移動と労働者保護・刑事共助
- 情報生産・流通
- 財政・金融政策
 - IMFにおけるサーベイランス制度
 - 「一帯一路」政策
 - 中国の補助金問題と金融政策規律

2 展望

- グローバルガバナンス 1～実物経済ルール統合の可能性
 - 貿易と投資—各国国内経済（個別領域）の最適化＋貿易・投資（共通領域）の最適化というトランスナショナルな権限分配を基本構造とする規律の可能性
 - ◇ 国内経済の最適化とは—あるべき市場メカニズムの要件
 - 主体要件
 - 「市場の失敗」の是正
 - 「政府の失敗」の禁止
 - ◇ 貿易・投資の最適化とは—関税譲許とセーフガード／投資許可とパフォーマンス要求
- グローバルガバナンス 2～財政・金融分野との統合可能性
 - 税・補助金ルールと金融監督ルールから財政政策・金融政策の規律へ
 - ◇ 投資の適正化～「自然成長率」「自然利子率」概念の意味
 - ◇ ユーロを巡る実験
 - USMCAにおける為替操作禁止ルールの意義

OUSMCA Article 33.2

1. The Parties affirm that market-determined exchange rates are fundamental for smooth macroeconomic adjustment and promote strong, sustainable, and balanced growth.
2. The Parties recognize the importance of macroeconomic stability in the region to the success of this Agreement and that strong economic fundamentals and sound policies are essential to macroeconomic stability, and contribute to strong and

sustainable growth and investment.

3. The Parties share the objective of pursuing policies that strengthen underlying economic fundamentals, foster growth and transparency, and avoid unsustainable external imbalances.

- 「主権」概念の変容－「自由」概念との対比
 - 国家の役割変化－国家の「意思」を想定することは正しいか。
 - ◇ 人類の「持続可能性」は所与か。
 - ◇ “policy space” 論の評価
 - Community interest/common interest の意義
 - ◇ 「司法化」の評価
 - ◇ ソフトローメカニズムの評価／非政府組織の役割

- 今後の課題

以上

○モデル1



○モデル2

